

令和2年4月10日

市内小学校児童の保護者の皆様へ

多治見市教育委員会教育推進課

岐阜県の新型コロナウイルス感染症非常事態宣言に伴う学校の臨時預かり対応について

4月10日に岐阜県が新型コロナウイルス感染症非常事態を宣言しました。今回の非常事態宣言が感染拡大防止のためであることを考慮し、学校における臨時預かりについて以下のとおり対応させていただきます。保護者の皆様にはご不便をおかけしますが、感染拡大防止のため、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、今回の内容は、今後の状況や国、岐阜県の指示等により変更になる可能性があります。

記

1 学校における臨時預かり対応について

4月14日(火)～5月6日(水・祝)まで中止します。

2 保護者が医療従事者等の場合の特別預かりについて

(1) たじこクラブに登録されてみえない方で、次の要件に当てはまる児童に限って、特別預かりを行います。

- ① 両親ともに医療従事者、警察、消防などに勤務されていて、祖父母など保護者以外の成人と同居していない1～3年生の児童
- ② ひとり親家庭で、祖父母など保護者以外の成人と同居していない児童
- ③ 障がいがあり、1人で家で過ごすことが困難な児童

(2) 特別預かりの体制は、次のとおりです。

- ① 8時15分～16時45分まで、通っている小学校で預かります。
※自主学習や読書などを教員が見守ります。(弁当・飲み物持参)
- ② これまでと同様に、送迎が必要です。

(3) 利用される場合には、次の手続きが必要です。

- ① 4月13日(月)より所属小学校に申し込んでください。
問合せ窓口は、各小学校の教頭です。